

## 交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

### 【交通遺児等育成資金貸付(無利子)】

- 対象 自動車事故により保護者の方がなくなったり、重い後遺障害をのこすこととなったご家族のお子様で、0歳から中学卒業まで
- 貸付金額 一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円
- 返還方法 月賦または月賦・半年賦併用により20年以内での均等払い
- 返還猶予 高等学校・大学在学中、その期間は返還が猶予できます。

### 【重度後遺障害者介護料支給】

- 対象 自動車事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方
- 支給額 月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給(「短期入院」費用があれば別途支給)
- 支給期月 支給月は3、6、9、12月で、3か月分を一括支給

### ◎問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支店  
☎0166-40-0111

## 10月は労働保険適用促進月間です！

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

### ◎問い合わせ先

北海道労働局総務部労働保険適用室  
☎011-709-2311  
留萌労働基準監督署 ☎42-0463  
留萌公共職業安定所 ☎42-0388

## 泊発電所3号機におけるプルサーマル計画について検討をおこなっています。

プルサーマル計画については、安全性の確保を最優先として慎重な検討が求められることから、現在、北海道では地元4町村(泊村、共和町、岩内町及び神恵内村)と共同で、地元住民をはじめとした道民の皆様方からのご意見などを広く伺いながら、「プルサーマル計画に関する有識者検討会議」により、プルサーマル計画の安全性について科学的かつ専門的な見地から検討を進めています。

\*詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/p\\_top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/p_top.htm)

なお、検討状況については、道内各支庁においても関係資料の閲覧が可能です。

### ◎問い合わせ先

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課環境安全グループ ☎011-204-5012(ダイヤルイン)

## 10月は「土地月間」 10月1日は「土地の日」です 『笑顔をつなごう 街づくり 未来へつなごう 土地活用』

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。土地の有効利用の実現のためには、土地政策に対する国民の皆様のご理解とご協力です。

この機会に、皆さんもぜひ一度土地の有効利用について考えて見ませんか。

実施主体 国土交通省、地方公共団体、土地関係団体等